

告 示

埼玉県告示第七百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定による通知に係る保安林の所有者のうち次の者の所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を秩父市役所に掲示し、その要旨を次のとおり告示する。

平成三十年七月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 所在が不明な者の氏名（又は名称）
 - 浅見初次、新井ヨシ子、大野傳十郎、大村雅幸、加藤三郎、株式会社ケイ・アール・シー、木村知生、清川芳三郎、黒澤清二、佐藤一英、澤登誠、杉本稜子、高木愛三、田口タキ、千島春子、千島秀之、富田美枝、中基至、廣川原森林組合、松浦靖明、丸益産業株式会社、峰岸邦江、峰岸奈津子、峰岸政光、山中矩一、山中憲治、山中輝男、山中春男、山中秀晴、湯浅梅太郎、小河友義、山中藤三郎
- 二 通知の要旨
 - イ 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
 - ロ 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、平成三十年六月十九日付埼玉県告示第六百九十四号（保安林の指定施業要件の変更予定）によること。